

当院を受診される患者さん・その家族さんへ

当院には、特定行為に係る看護師 が在籍しています

特定行為とは…

医師が行っていた医行為(21区分38行為として厚生労働省令で定められたもの)を看護師が**手順書**に従い行います。特定行為を行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる。

2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに**手順書**により、一定の診療の補助を行う看護師を育成し、確保していく必要があります。(厚生労働省HPより抜粋)

当院には特定行為研修を修了した看護師が在籍しており、研修を受けた特定行為の研修・実践を行っております。

特定行為に係る看護師の研修・実践にご支援・ご協力をお願いします。

病院長